

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (自然環境課)

公布された規則のあらまし

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(規則第百九号)

一 趣旨

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の施行に關し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 危険動物を定めることとした(第二条及び別表第一関係)。
 - 2 特定移入動物を定めることとした(第三条及び別表第二関係)。
 - 3 危険動物の飼養許可の施設の基準を定めることとした(第六条及び別表第三関係)。
 - 4 危険動物の飼養許可事項変更の手續を要しない軽微な変更を定めることとした(第九条関係)。
 - 5 危険動物の飼養施設外飼養のうち、搬送の施設基準を定めることとした(第十三条関係)。
 - 6 特定移入動物の販売等の取扱実績の記録方法を定め、その保管期間を三年とした(第十六条関係)。
 - 7 知事その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告できる動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を定めることとした(第十八条関係)。
- 三 施行期日
- 1 この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。
 - 2 北海道危険動物飼養規制条例施行規則は、廃止することとした。

規則

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十三年九月二十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百九号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年北海道条例第三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(危険動物)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める動物は、別表第一に掲げる種(亜種を含む。)とする。

(特定移入動物)

第三条 条例第三条第三号の規則で定める動物は、別表第二に掲げる種(亜種を含む。)とする。

(動物取扱業の届出済票)

第四条 条例第九条第一項の動物取扱業の届出済票は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の届出済票の交付を受けた動物取扱業者は、当該届出済票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 第一項の届出済票の交付を受けた動物取扱業者は、動物取扱業を廃止したときは、当該届出済票を知事に返却しなければならない。

4 第一項の届出済票の交付を受けた動物取扱業者は、当該届出済票が滅失し、若しくは破損し、又は当該届出済票の識別が困難となったときは、知事に別記第二号様式の申請書により、その再交付を申請しなければならない。

(危険動物の飼養許可の申請)

第五条 条例第十二条第一項の申請書は、別記第三号様式によるものとする。

2 条例第十二条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 飼養従事者に関する事項
 - 二 飼養施設の設置予定年月日
 - 三 飼養予定期間
 - 四 緊急時の措置の方法
 - 五 飼養施設への危険動物の搬送の方法及び経路
- 3 条例第十二条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 飼養施設の設置場所を示す図面
 - 二 飼養施設への危険動物の搬送計画書及び搬送の経路を示す図面(危険動物の飼養許可の基準)

第六条 条例第十三条第一号の規則で定める基準は、別表第三に掲げるとおりとする。

(危険動物の飼養許可の有効期間の更新)

第七条 条例第十五条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請は、別記第四号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、飼養施設の所在地付近の見取図を添付しなければならない。

(危険動物の飼養許可事項の変更の許可)

第八条 条例第十六条第一項本文に規定する許可事項の変更の許可の申請は、別記第五号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 条例第十二条第一項第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、飼養施設への危険動物の搬送計画書及び搬送の経路を示す図面

二 条例第十二条第一項第六号に掲げる事項の変更をしようとするときは、飼養施設の構造及び規模を示す図面

三 条例第十二条第一項第八号に掲げる事項の変更をしようとするときは、飼養施設の設置場所を示す図面

(条例第十六条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更)

第九条 条例第十六条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 出産による危険動物の数の増加(当該出産後一年未満の期間に限る。)

二 飼養施設の構造の強化(規模の変更を伴わないものに限る。)

第十条 条例第十七条の規定による届出は、別記第六号様式の届出書を提出して行うものとする。

(危険動物の飼養の開始等の届出)

第十一条 条例第十八条第一項の規定による届出は、別記第七号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第十八条第二項の規定による届出は、別記第八号様式の届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飼養施設の所在地付近の見取図

二 飼養施設の設置場所を示す図面

三 飼養施設の構造及び規模を示す図面

4 条例第十八条第二項後段の規定による変更の届出は、別記第九号様式の届出書を提出して行うものとする。

5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飼養施設の構造及び規模に係る変更の場合は、飼養施設の構造及び規模を示す図面

二 飼養施設の設置場所に係る変更の場合は、飼養施設の設置場所を示す図面

6 条例第十八条第二項後段の規定による休止又は廃止の届出は、別記第十号様式の届出書を提出して行うものとする。

(危険動物の飼養施設外における飼養の承認の申請)

第十二条 条例第十九条第一項ただし書の規定による承認の申請は、別記第十一号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飼養施設外における飼養の場所を明らかにした図面

二 搬送に使用する施設の構造及び規模を示す図面

三 飼養施設への危険動物の搬送計画書及び搬送の経路を示す図面

(条例第十九条第一項第二号の規則で定める基準)

第十三条 条例第十九条第一項第二号の規則で定める基準は、別表第三第二号イからへまでの基準とする。

(危険動物の飼養の許可標識)

第十四条 条例第二十条第一項の標識は、別記第十二号様式によるものとする。

(事故及びその後の措置の届出)

第十五条 条例第二十四条第一項の規定による届出は、別記第十三号様式の届出書を提出して行うものとする。

(特定移入動物の販売等の取扱実績の記録等)

第十六条 動物販売業者は、条例第二十五条第二項の規定による特定移入動物の販売等の取扱実績の記録(次項において「取扱記録」という。)及び保管を飼養施設を設置する事業所ごとに、別記第十四号様式による台帳を用いて行うものとする。

2 取扱記録の保管は、当該年度から三年間行うものとする。

3 別記第十四号様式に記載のある事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録され、必要に応じ事業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって第一項の台帳への記載に代えることができる。

(特定移入動物の飼養の開始等の届出)

第十七条 条例第二十六条の規定による飼養の開始の届出は、別記第十五号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第二十六条後段の規定による飼養の休止又は廃止の届出は、別記第十六号様式の届出書を提出して行うものとする。

(条例第二十八条第三項の規則で定める事態)

第十八条 条例第二十八条第三項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するも

平成十三年九月二十八日 金曜日

三 爬虫綱	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャツカル、キンイロジャツカル、コヨ ーテ、タイリクオオカミ、セグロジャツカル、アメリカアカオ オカミ及びアビシニアジャツカル タテガミオオカミ属全種
		ドル属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種	
ハイエナ科	ハイエナ科全種	
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャン グルキャット、ピューマ、オセロツト、サーバル及びアジアゴ ールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウン ピョウ属全種 チーター属全種	
(三) 長鼻目	ぞう科全種	
(四) 奇蹄目	さい科全種	
(五) 偶蹄目	かば科全種	
きりん科	キリン属全種	
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	
二鳥綱		
(一) だちょう目	ひくいどり科全種	
(二) たか目	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハ ゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピン ワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カナム リクマタカ ゴマバラワシ	

(一) かめ目	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種
(二) とかげ目	どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ	
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ	
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ 属全種 タチメニス属全種	
コブラ科	コブラ科全種	
くさりへび科	くさりへび科全種	
(三) わに目	アリゲーター科	アリゲーター科全種
アリゲーター科	アリゲーター科全種	
クロコダイル科	クロコダイル科全種	
ガビアル科	ガビアル科全種	

別表第二(第三条関係)

科名	種名
哺乳綱	
(一) 食肉目	
アライグマ科	アライグマ
いたち科	フェレット
(二) 齧歯目	
リス科	プレーリードッグ

別表第三(第七条、第十四条関係)

一 固定式飼養施設

(一) (二)に規定する飼養施設以外の固定式飼養施設

イ 危険動物の種類、数、体力、習性等に応じて、鉄格子、金網、金網入りガラス、強化ガラス、空ぼり、障壁等を用いた堅固な構造及び十分な強度を有するものであり、かつ、危険動物の逸走を防止できる構造であること。

ロ 危険動物がその体の一部を飼養施設の外に出して人に危害を加えることのできない構造であること。

ハ 危険動物を飼養施設の外から確認できる構造であること。

ニ 危険動物の種類及び数に応じた広さ、高さ、大きさ等を有すること。

ホ 出入口は、二重構造であること。

ヘ 出入口には、二個以上の施設設備が設けられていること。

ト 飼料の給与並びに排水及び汚物の処理が飼養施設の外からできる構造であること。

チ 眠る場所又はこれに代わるべき設備が設けられていること。

リ 住居の出入口、道路に面する場所等に設置されていないこと。

又 土地等に固定されていること。

ル 愛がん、展示その他観覧させることを目的とする場合には、危険動物が人に触れることのできないように、人止めさくが適当な位置に適当な高さで設けられていること。

(二) サファリ式飼養施設(動物を放し飼いにし飼養する施設)

イ 危険動物の種類、数、体力、習性等に応じて、さく等を用いた堅固な構造及び十分な強度を有するものであり、かつ、危険動物の逸走を防止できる構造であること。

ロ さく等は、外部と完全に隔絶できる構造であり、かつ、適当な間隔において二重に設けられていること。

ハ さく等には、危険動物の逸走を防止するための忍び返し、電さく設備等が設けられていること。

ニ 危険動物の種類及び数に応じた広さ、高さ、大きさ等を有すること。

ホ 高さは、積雪時の状況に応じた適当なものとすること。

ヘ さく等の付近には、危険動物の逸走を助ける樹木、工作物等がないこと。

ト 出入口は、二重構造であること。

チ 出入口には、二個以上の施設設備又はこれと同等以上の保安設備が設けられていること。

リ 危険動物を常時監視できる設備が設けられていること。

又 観覧者の安全を確保するために必要な設備等が設けられていること。

二 移動式飼養施設

イ 危険動物の種類、数、体力、習性等に応じて、鉄格子、金網、金網入りガラス等を用いた堅固な構造及び十分な強度を有するものであり、かつ、振動、転倒、落下等による衝撃が加えられても、危険動物の逸走を防止できる構造であること。

ロ 危険動物がその体の一部を飼養施設の外に出して人に危害を加えることのできない構造であること。

造であること。

ハ 危険動物の種類及び数に応じた広さ、高さ、大きさ等を有すること。

ニ 出入口の戸は、揚げ戸であること。

ホ 出入口には、二個以上の施設設備が設けられていること。

ヘ 飼料の給与並びに排水及び汚物の処理が飼養施設の外からできる構造であること。

ト 展示する場合には、危険動物が人に触れることのできないように、人止めさくが適当な位置に適当な高さで設けられていること。

第四節 動物取扱業(第四節関係)

第 四 節

動物取扱業届出簿

住 所 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 動物取扱業の種類別

年 月 日交付

北海道知事

備考

1 本票を飼養施設を設置する事業所の入口等で、外部から見やすい場所に掲示すること

- と。
- 2 本票を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 動物取扱業を廃止したときは、本票を知事に返却すること。

別記第2号様式 (第4条関係)

動物取扱業届出済票再交付申請書

北海道知事 様

年 月 日

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1項の規定により交付を受けた動物取扱業届出済票を次の事由により紛失(損傷)したので、再交付を申請します。

交付年月日及び届出済票番号	年 月 日第 号
事業所の名称	
事業所の所在地	
紛失(損傷)の事由	

備考

損傷した場合は、損傷した現品を添えること。

別記第3号様式 (第5条関係)

危険動物飼養許可申請書

北海道知事 様

年 月 日

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第11条の規定により危険動物の飼養の許可を受けたので、次のとおり申請します。

危険動物の所有者又は所有者となるべき者	住所 氏名	愛がん・客寄せ等営業・販売・学術研究・その他()
	電話番号	
危険動物の飼養管理者	住所 氏名	
	飼養経験の有無	有・無 銃砲所持許可の有無 有・無
危険動物の飼養作業従事者	住所 氏名	
	飼養経験の有無	有・無 銃砲所持許可の有無 有・無
危険動物の種類及び数		
飼養施設の構造及び規模		
飼養施設の所在地		
飼養施設の設置場所		
飼養施設の設置日	年 月 日	
飼養予定期間		
緊急時の措置の方法		
危険動物の搬送の方法及び経路		
(北海道収入証紙ちよう付欄)		

備考

1 添付書類

- (1) 飼養施設の所在地付近の見取図
- (2) 飼養施設の構造及び規模を示す図面 (立面図及び平面図)
- (3) 飼養施設の設置場所を示す図面
- (4) 飼養施設への危険動物の搬送計画書及び搬送の経路を示す図面
- 2 申請者氏名欄に申請者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 3 「危険動物の所有者又は所有者となるべき者」の欄には、法人にあつては「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 「危険動物の種類及び数」の欄には、北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第1に掲げる種類 (例 ビューズ) 及び数を記入すること。
- 5 「飼養予定期間」の欄には、「年月日から終生飼養」、「年月日から販売するまで」、「年月日から年月日まで」等と記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式 (第7条関係)

危険動物飼養許可更新申請書

北海道知事 様

年 月 日

申請者 住所 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第15条第2項の規定により危険動物の飼養の許可の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日付	第 号指令
危険動物の所有者	住所	

飼 養 の 目 的	氏 名	愛がん・客寄せ等営業・販売・学術研究・その他 ()		
	住 所			
危険動物の飼養管理者	氏 名			
	飼養経験の有無	有・無	銃砲所持許可の有無	有・無
危険動物の飼養作業従事者	住 所			
	氏 名			
危険動物の種類及び数	飼養経験の有無	有・無	銃砲所持許可の有無	有・無
	飼養施設の構造及び規模			
飼養施設の所在地				
飼養施設の設置場所				
飼養予定期間				
緊急時の措置の方法				
(北海道収入証紙ちよう付欄)				

備考

- 1 飼養施設の所在地付近の見取図を添付すること。
- 2 申請者氏名欄に申請者本人が署名した場合、押印を省略できる。
- 3 「危険動物の所有者」の欄には、法人にあつては「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 「危険動物の種類及び数」の欄には、北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第1に掲げる種類 (例 ビューズ) 及び数を記入すること。
- 5 「飼養予定期間」の欄には、「年月日から終生飼養」、「年月日から販売するまで」、「年月日から年月日まで」等と記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式 (第8条関係)

危険動物飼養許可変更申請書

北海道知事 様 年 月 日

申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) (及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項本文の規定により危険動物の飼養の許可事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 5 columns: 許可年月日及び指令番号, 変更事項, 変更前, 変更後, 変更理由, 変更予定年月日

上記変更に係る事項

Table with 2 main columns: 危険動物の所有者, 飼養の目的. Sub-headers include 住所, 氏名, 電話番号, 飼養経験の有無, etc.

Table with 2 columns: 飼養施設の設定年月日, 飼養予定期間, 緊急時の措置の方法, 危険動物の搬送の方法及び経路

(北海道収入証紙ちよう付欄)

備考

1 添付書類

- (1) 飼養する危険動物の種類及び数に係る変更の場合は、飼養施設への危険動物の搬送計画書及び搬送の経路を示す図面
(2) 飼養施設の構造及び規模に係る変更の場合は、飼養施設の構造及び規模を示す図面 (立面図及び平面図)
(3) 飼養施設の設置場所に係る変更の場合は、飼養施設の設置場所を示す図面
2 申請者氏名欄に申請者本人が署名した場合、押印を省略できる。
3 「上記変更に係る事項」の欄には、変更に係るもののみ記載すること。
4 「危険動物の所有者」の欄には、法人にあっては「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記入すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式 (第10条関係)

危険動物飼養許可事項変更届出書

北海道知事 様

届出者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) (及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号

年 月 日

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により危険動物の飼養の許可に係る事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年	月	日付け	第	号指令
変更事項	変更前	変更後	変更理由	変更年月日	

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式 (第11条関係)

危険動物飼養開始(休止・廃止)届出書

北海道知事 様

届出者 住所 氏名

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第18条第1項の規定により危険動物の飼養を開始(休止・廃止)したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年	月	日付け	第	号指令
飼養を開始(休止・廃止)した危険動物の種類及び数					
飼養を開始(休止・廃止)した年 月 日					
飼養を休止(廃止)した理由					
危険動物の処分方法					

備考

1 危険動物を譲渡した場合には、「危険動物の処分方法」の欄に譲渡先を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式 (第11条関係)

危険動物飼養開始届出書

北海道知事 様

届出者 住所 氏名

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項の規定により危険動物の飼養を開始したので、次のとおり届け出ます。

危険動物の所有者	住所	氏名	電話番号

飼 養 を 開 始 し た 危 険 動 物 の 種 類 及 び 数	
飼 養 施 設 の 構 造 及 び 規 模	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
飼 養 施 設 の 設 置 場 所	
飼 養 を 開 始 し た 年 月 日	

備考

- 1 添付書類
- (1) 飼養施設の所在地付近の見取図
 - (2) 飼養施設の設置場所を示す図面
 - (3) 飼養施設の構造及び規模を示す図面 (立面図及び平面図)
- 2 「危険動物の所有者」の欄には、法人にあっては「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄にその名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 「飼養を開始した危険動物の種類及び数」の欄には、北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第1に掲げる種類(例 ヒューズ)及び数を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第9号様式 (第11条関係)

危険動物飼養届出事項変更届出書

北海道知事 様

年 月 日

届出者 住所 氏名
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 及び名称並びに代表者の氏名
 電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項後段の規定により危険動物の飼養届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

飼養届出年月日					
変更事項	変更前	変更後	変更理由	変更年月日	

備考

- 1 添付書類
- (1) 飼養施設の構造及び規模に係る変更の場合は、飼養施設の構造及び規模を示す図面 (立面図及び平面図)
 - (2) 飼養施設の設置場所に係る変更の場合は、飼養施設の設置場所を示す図面
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第10号様式 (第11条関係)

危険動物飼養休止(廃止)届出書

北海道知事 様

年 月 日

届出者 住所 氏名
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 及び名称並びに代表者の氏名
 電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項後段の規定により危険動物の飼養を休止(廃止)したので、次のとおり届け出ます。

飼 養 届 出 年 月 日	
---------------	--

飼養を休止（廃止）した危険動物の種類及び数	
飼養を休止（廃止）した年月日	
飼養を休止（廃止）した理由	
危険動物の処分方法	

備考

- 危険動物を譲渡した場合には、「危険動物の処分方法」の欄に譲渡先を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第11号様式（第12条関係）

危険動物飼養施設外飼養承認申請書

北海道知事 様 年 月 日

申請者 住所 氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名
電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項ただし書の規定により危険動物の飼養施設外飼養の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

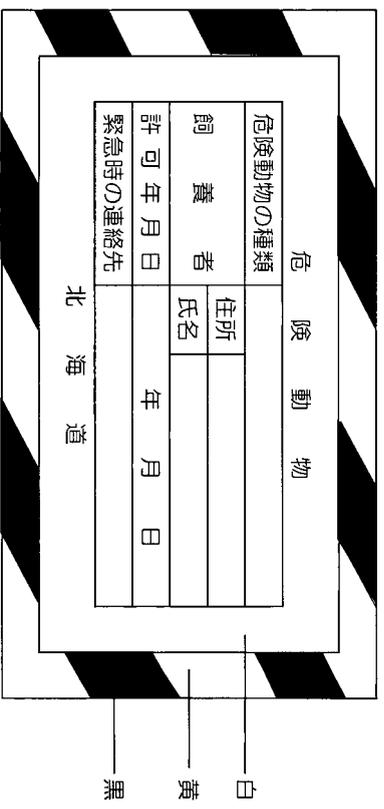
許可年月日及び指令番号	年 月 日	第 号
飼養施設外飼養の目的		
飼養施設外飼養の危険動物の種類及び数		
搬送に使用する施設の構造及び規模		

飼養施設外飼養の期間（時間）			
飼養施設外飼養の場所			
飼養施設外飼養の場所への搬送の経路及び方法			
飼養施設外での飼養を管理する者	住所 氏名	飼養所持許可の有無	有・無
事故防止措置の方法			

備考

- 添付書類
 - 飼養施設外飼養の場所を明らかにした図面
 - 搬送に使用する施設の構造及び規模を示す図面
 - 危険動物の搬送計画及び搬送の経路を示す図面
- 「飼養施設外での飼養を管理する者」の欄には、危険動物の取扱いに熟練した者について記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第12号様式（第14条関係）



備考
標識の大きさは、縦10センチメートル以上、横15センチメートル以上とすること。

別記第13号様式（第15条関係）

事故及びその後の措置の届出書

北海道知事 様

年 月 日

届出者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

危険動物による事故があったので、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第24条の規定により次のとおり届け出ます。

危険を加えた危険動物	種類	性別	年齢
	過去における加害の有無		
発生日時	有(回数): 回		
発生場所	無		

別記第14号様式 (第16条関係)

動物販売業者

特定移入動物の販売等取扱実績記録台帳

動物取扱責任者

所在地	
名称	
代表者氏名	
電話番号	

住所	
氏名	
電話番号	

動物名	アライグマ ・ フェレット ・ プレーリードッグ
-----	--------------------------

年度	
----	--

頁数	
----	--

販売年月日	性別	年齢	仕入年月日	仕入先	不妊措置の実施の有・無
					有・無

購入者	住所 (電話番号)	氏名	購入者に対する養生飼育の有無	購入者に対する情報提供の有無
			有・無	有・無

発生原因	人に危害を加えた場合		住所	
	被害者	被害の内容	氏名	年齢
飼養者の措置の状況	物に危害を加えた場合	被害の内容	被害の部位	被害の程度
			治療の有無	

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無
			有・無			有・無			有・無

- 備考
- この台帳は、年度及び特定移入動物の種類ごとに作成すること。
 - この台帳は、動物取扱責任者が3年間保管すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式 (第17条関係)

特定移入動物飼養開始届出書

北海道知事 様
年 月 日

届出者 住所 氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
〔及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第26条の規定により特定移入動物の飼養を開始したので、次のとおり届け出ます。

区 分	1	2
動物の種類	アライグマ ・ フェレット プレーリードッグ	アライグマ ・ フェレット プレーリードッグ

動物の性別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
動物の年齢	歳 か月	歳 か月
動物の数		
飼養施設の構造		
不妊措置実施の有無	有 ・ 無 〔実施予定年月〕 年 月	有 ・ 無 〔実施予定年月〕 年 月
購入先所在地		
購入先名称		
購入年月日		

- 備考
- 区分欄が3以上必要な場合は、別紙とすること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第16号様式 (第17条関係)

特定移入動物飼養休止(廃止)届出書

北海道知事 様 年 月 日

届出者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例第26条後段の規定により特定移入動物の飼養を休止(廃止)したので、次のとおり届け出ます。

動物の種類	アライグマ・フェレット・プレーリードッグ
動物の性別	
動物の年齢	
動物の数	
飼養を開始した年月日	
飼養を休止(廃止)した年月日	
飼養を休止(廃止)した理由	
特定移入動物の処分方法	

備考

- 1 特定移入動物を譲渡した場合には、「特定移入動物の処分方法」の欄に譲渡先を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第17号様式(第19条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)

第29条第1項に規定する立入調査等を行う職員です。

第 号 所属 氏名

年 月 日生

身 分 証 明 書 年 月 日交付

北海道知事



備考

この用紙は日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りするものとする。

(裏)

北海道動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(措置命令等) 第28条

- 1、2 (略)
- 3 知事は、動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4、5 (略)

(報告徴収及び立入調査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項に規定する者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに係る場所に入立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 一～三 (略)
 四 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記第18号様式 (第20条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) 第13条第1項及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例 (平成13年北海道条例第3号) 第29条第1項に規定する立入調査等を行う職員です。

第	号	年	月	日	生
所	属	年	月	日	交
職	名	年	月	日	交
氏	名	年	月	日	交

身 分 証 明 書
 年 月 日 交 付
 北 海 道 知 事 [印]

備考
 この用紙は日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りするものとする。

(裏)

動物の愛護及び管理に関する法律 (抜粋)

(報告及び検査)

第13条 都道府県知事は、(中略) 動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱い動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条

一 (略)
 二 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 三 (略)

北海道動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(措置命令等)

第28条

1、2 (略)
 3 知事は、動物の取扱いに起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 4、5 (略)

(報告徴収及び立入調査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項に規定する者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及

び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護監視員)

第33条 知事は、法第13条第1項の規定による検査、第29条第1項の規定による立入調査又は立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物

愛護監視員を置くものとする。

2 動物愛護監視員は、職員のうちから、獣医師等動物の適正な取扱いに関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記第19号様式 (第21条関係)

犬又は猫の引取り申請書

保健所長様

年 月 日

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項の規定により、犬及びねこの引取りを求めたいので、次のとおり申請します。

1 犬又は猫の数及び特徴

(1) 犬 頭

区分	1	2	3
種類			
年齢	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
数	頭	頭	頭
不妊措置実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
毛色			

狂犬病予防法に基づく登録の有無など	・登録有り 登録年度： _____ 年度 登録番号： _____ 狂犬病予防注射実施の有無 有り(注射済票番号) _____ 無し	・登録有り 登録年度： _____ 年度 登録番号： _____ 狂犬病予防注射実施の有無 有り(注射済票番号) _____ 無し	・登録有り 登録年度： _____ 年度 登録番号： _____ 狂犬病予防注射実施の有無 有り(注射済票番号) _____ 無し
	・登録無し	・登録無し	・登録無し
	・登録無し	・登録無し	・登録無し
	・登録無し	・登録無し	・登録無し

(2) 猫 匹

区 分	1	2	3
種 類			
年 齢	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性 別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
数	匹	匹	匹
不妊措置実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
毛 色			

2 申請の理由

(北海道収入証紙ちょう付欄)

備考

- 1 区分欄が4以上必要な場合は、別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成十三年九月二十八日

金曜日

一八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株法
式制
会文
社書
社課
道